

兵庫教区教務所発 第 179 号
2024(令和6)年8月1日

組 長 各 位

兵庫教区教務所長

松 本 隆 英



区令発布通知について

拝啓 組長各位には、教区宗務についてご尽力を賜っておりますこと厚くお礼申しあげます。

この度、2024年度第183回兵庫教区臨時教区会の議決を経た「兵庫教区寺院振興対策委員会設置規則の一部を変更する区令」を発布いたしましたので、管内への周知方くださいますよう、ご依頼申しあげます。

記

1. 兵庫教区区令第1号 ····· 別紙添付

以 上

2024（令和6）年度兵庫教区臨時教区会（通算第183回）の議決を経た
「兵庫教区寺院振興対策委員会設置規則の一部を変更する区令」をここに発布する。

2024（令和6）年8月1日

兵庫教区教務所長 松 本 隆 英



区令第1号

兵庫教区寺院振興対策委員会設置規則の一部を変更する区令

兵庫教区寺院振興対策委員会設置規則（平成21年区令第1号）の一部を次のように変更する。

第2条中「寺院振興支援対策」を「寺院振興対策」に改め、「、及び国内開教対策の促進」を削る。

第3条第1項中「寺院振興支援対策」を「寺院振興対策」に改め、同項第1号中「活動実態」を「活動実態等」に改め、同項第8号を同項第9号とし、同項第7号を削り、同項第6号を同項第8号とし、同項第2号から同項第5号までを2号ずつ繰り下げ、同項第1号の次に次の2号を加え、同条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とする。

二 人口動態及び門徒その他の信者層の動向調査並びに把握に関するこ

三 各宗教団体の活動状況の調査及び把握に関するこ

附 則

この区令は、教区会の議決を得た日（令和6年7月25日）から施行する。